

特定非営利活動法人日本肺癌学会

選挙細則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 特定非営利活動法人日本肺癌学会（以下、本会という）は、本会の会務の遂行と事業の円滑な運営を図ることを目的として、理事、理事長、支部長、監事及び評議員の選挙、学術集会会長の選挙制度に関する規則（以下、本細則という）を定める。

(定款及び定款細則との関係)

第 2 条 理事、理事長、支部長、監事及び評議員の選挙並びに学術集会会長の選挙については、本会定款及び定款細則に定められたことの他は、本細則によって行う。

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第 3 条 本細則の目的達成と、選挙業務の円滑な運営を図るために、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の委員は、各支部より 1 名以上選出され、委員長及び委員により構成し、選挙管理に関わる業務を遂行するとともに実務に携わる者を管掌する。
- 3 評議員立候補届けを出した正会員について、被選挙権資格の有無を検討する。更に選挙権有権者並びに被選挙権者の名簿を作成し、選挙実施年の定められた期日までに本学会ホームページにその名簿を掲載する。
- 4 有効投票数の同票者がでた場合、また同票の次点者があった場合は、選挙管理委員会の抽選によって順位を決定する。ただし、理事選挙、理事長選挙はこの限りではない。
- 5 理事、理事長、支部長、監事及び評議員の当選が決定した時は、理事長に報告するとともに速やかに当選結果を候補者に通知する。
- 6 本細則に定めのない事項が生じた場合は、理事長に答申し合議する。

第 3 章 理事、理事長、支部長、監事及び評議員の選挙

(有権者の資格)

第 4 条 各選挙における選挙権及び被選挙権有権者については以下に定める。

- 2 選挙権有権者は、選挙実施前年度の 9 月 30 日（前会計年度最終日）において前年度までの年会費を納入した正会員とする。
- 3 被選挙権有権者は年会費を完納し、前条に定める期日において、通算満 10 年以上正会員であって、別に定める被選挙権資格を有し、立候補届けを出した者とする。
なお、被選挙権資格の内、業績は 10 年毎に更新されるものとする。
- 4 本会のかかえる社会的責務上、被選挙権有権者には非喫煙としての申告義務が課せられる。
- 5 選挙実施年度の翌年の 4 月 1 日までに満 65 歳になっている者は立候補することができない。
- 6 有権者の所属する支部は、名簿作成時の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者は居住地による。

(評議員の選出)

第5条 評議員の選挙は、つぎの各項の規程によって行う。

- 2 評議員の定数は、正会員の10%以内とし、各支部における評議員の定数は、選出のつど理事会が決定する。
- 3 選挙は定数内選出とし、得票数のもっとも多い者から、順次、本条第2項に規定した数までを当選者とし、評議員候補者とする。
- 4 任期中中に定年を迎えるなど評議員に欠員を生じた場合、その補充を行わない。
- 5 評議員が所属する支部を変更した場合は、その任期中は新しい支部の評議員とする。このことによって生じたもとの支部の評議員数の減少は、その補充を行わない。

(理事の選出)

第6条 理事の選挙は、次の各項の規定によって行う。

- 2 理事の定数は20名以上40名以下とし、各支部における理事の定数は、理事会が決定する。
- 3 評議員候補者の選挙によって、評議員候補者のなかから選出する。
- 4 選挙は評議員候補者の選出後、2ヶ月以内に行う。
- 5 選挙は定数内選出とし、得票数のもっとも多い者から順次、本条第2項に規定した数までを当選者とし、理事候補者とする。同数の場合は決選投票を行う。ただしこれによっても当選者が決定できない場合は、抽選で理事候補者を決定する。
- 6 同一施設からの2名以上の選出は認められるが、施設内部署が異なる事を原則とする。
- 7 理事が所属する支部を変更した場合は、その任期中は新旧支部の理事を兼務し、旧支部理事の補充は行わない。
- 8 理事の定年や病気等で理事会に欠員を生じた場合は、その理事が選出された支部の次点者を補充する。ただし次点者が複数の場合は、抽選で理事を決定する。

(理事長の選出)

第7条 理事長の選挙は、次の各項の規定によって行う。

- 2 理事候補者の選出後、理事候補者の中から1ヶ月以内に立候補を受け付ける。
- 3 連続して3期目の理事に限り、定款細則第4条2項の規定は適用せず、理事長に立候補できるものとする。
- 4 理事候補者の選挙によって、前2項で立候補した者の中から選出する。
- 5 選挙は公示後、1ヶ月以内に行う。
- 6 選挙は1名選出とし、有効投票数の過半数を得た者を当選者とし、理事長候補者とする。初回投票で過半数に満たない場合は、得票数上位2名を対象に再投票を行い、得票数の多い者とするが、同数の場合は抽選により選出する。
- 7 立候補者が1名の場合は、信任投票を行う。有効投票数の過半数の賛成があった場合信任されたものとする。ただし、過半数の信任を得られなかった場合は再度候補者を募り、再選挙を行う。

(支部長の選出)

第8条 支部長の選挙は、次の各項の規定によって行う。

- 2 評議員候補者の選挙によって、理事候補者のなかから選出する。
- 3 選挙は理事候補者の選出後、2ヶ月以内に行う。
- 4 選挙は1名選出とし、得票数のもっとも多い者を当選者とし、支部長候補者とする。

(監事の選出)

第9条 監事の選挙は、つぎの各項の規定によって行う。

- 2 監事の定数は1名以上3名以下とする。
- 3 評議員候補者の選挙によって、理事候補者を除く評議員候補者のなかから選出する。
- 4 選挙は理事候補者の選出後、2ヶ月以内に行う。
- 5 選挙は定数選出とし、得票数のもっとも多い者から、順次、本条第2項に規定した数までを当選者とし、監事候補者とする。
- 6 監事に欠員を生じた場合は、次点者を繰上げて補充することができる。

(投票の無効)

第10条 つぎの各項に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の方式に従わないもの。
- (2) 投票規定数以上に投票したもの。
- (3) 締切日までに投票しなかったもの。

(選任の公告)

第11条 総会または理事会において承認された候補者名は、新理事、新理事長、新支部長、新監事及び新評議員として、本人に任期を明かにして通知するとともに、学会ホームページ等に公告する。

第4章 学術集会会長の選挙

(選任)

第12条 学術集会会長は、つぎの規定によって選任する。

- 2 会長は評議員のなかから選出する。選出方法は以下の規定に則る。
 - (1) 会長立候補者は各支部長を通じて推薦を受け、会長に就任する3年前の12月末日までに常任理事会に所定の立候補届を提出する。
 - (2) 常任理事会は各候補者資格について検討し、適切な者2名以下を会長候補者として理事会に推挙する。
 - (3) 理事会は常任理事会が推挙した会長候補者から、投票を含む選出により会長を決定し、理事会及び評議員会、総会の承認をうける。
 - (4) 選挙は単記無記名投票による。当選は白票を無効とし有効投票のうち得票数の多い順位によって決定する。
 - (5) 不在者投票を認める。ただし、不在者投票は第1回投票に関してのみ有効とする。
 - (6) 得票数が等しい場合は出席理事による再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、再投票においても得票数が等しい場合は、抽選により選任する。
 - (7) 立候補者が1名の場合、信任投票（信任○/不信任×の○×方式）を行い、白票は無効とし有効投票の過半数の信任をもって当選とする。なお、不信任となった場合は再公募を行う。
 - (8) 不在者投票は、不在者投票用紙を用い理事会7日前までに封筒に差出人を明記して事務局まで郵送する。

- 3 選出された会長候補者は、次々期年度の会長を務める。
- 4 次期会長を次年度の会長とすることができないときは、次々期会長を次年度の会長として、理事会及び評議員会、総会の承認を経て選任することができる。

第 5 章 本細則の修正

(細則の修正および改定)

第13条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

1. この細則は、この法人の設立の日から施行する。
2. この細則は、平成21年11月12日から改正する。
3. この細則は、平成23年11月3日から改正する。
4. この細則は、平成24年2月9日から改正する。
5. この細則は、平成24年11月9日から改正する
6. この細則は、平成25年11月20日から改正する。
7. この細則は、平成26年11月14日から改正する。
8. この細則は、平成29年3月31日から改正する。
9. この細則は、平成30年7月13日から改正する。